

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。6月は雨のシーズン。今の所、梅雨入りする情報はないようです。通勤途中や日中の雨はいやなものが、全く振らないとまた水不足の不安が… 今月お伝えるテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

《今月号の内容》

- ◆仕事と子育ての両立支援が更に前進(平成22年4月から?)
- ◆裁判員制度がスタートしました(平成21年5月27日から)
- ◆雑感

◆“仕事と子育ての両立支援”がさらに前進! ◆

◆厚生労働省は、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的に、「育児・介護休業法等の改正法案(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案)」を作成し、平成21年4月21日に国会に提出しました。

今回の改正の概要は、以下の通りです。

①子育て期間中の働き方の見直し

- ◆3歳までの子を養育する労働者には、「短時間勤務制度(1日6時間)」を設けることを事業主の義務とし、労働者から請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ◆子の看護休暇制度を拡充する。小学校就学前の子が1人であれば年5日(現行通り)、2人以上であれば年10日。

②父親も子育てができる働き方の実現

- ◆父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月(現行1歳)までの間に1年間育児休業が取得できる
- ◆父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得できる
- ◆配偶者が専業主婦(夫)であれば、育児休業を取得不可とすることができる制度を廃止する。

※これらに併せ、雇用保険の育児休業給付についても所要の改正を行う。

③仕事と介護の両立支援

◆介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

④実効性の確保

- ◆苦情処理・紛争解決の援助と調停の仕組みを創設する。
- ◆報告を求めた場合に報告をしない、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。また、勧告に従わない場合の公表制度を創設する。
- ◆この法案が通れば、平成22年4月にも施行されると思われます。社員にとっては喜ばしいことですが、会社によってはそうではない場合もあります。

来年度の話ですが、制度の組み立て直しが必要な場合もあります。

◆裁判員制度がスタートしました◆

◆5月21日から裁判員制度がスタートしています。

企業としては、従業員が裁判員の職務を行うことになった場合の対応を明確にしておいたほうが良いでしょう。そこで、対応を考える際に知っておくべき法令や、各企業の取り組みについてご紹介します。

A 裁判員の職務の流れは?

◆そもそも、裁判員の職務の流れはどうなっているのか、簡単にご紹介します。

- ①裁判員候補者として裁判所に呼び出される。
※裁判の日数が3日以内の事件で、1事件毎に50人程度。
※裁判員候補者名簿に記載された人の中から、事件毎に“くじ”で選ばれる。

- ②最終的に事件ごとに裁判員6人が選任される。
 ※必要な場合には、補充裁判員も選任。

B 法令の定めはどうなってる？

- ◆会社は、社員が裁判員の職務のために仕事を休むことを拒むことはできません。何故なら、労働基準法第7条に「労働者が公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合、企業(使用者)は、それを拒んではならない。」と規定されており、裁判員の職務は「公の職務」に当たるからです。
- ◆また、裁判員法第100条では「労働者が裁判員の職務のために休暇を取得したり、その他裁判員、候補者等であることを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。」と規定されています。
- ◆尚、社員が裁判員の職務のために仕事を休む場合、その期間を有給にするのか無給のするのかについては定めがなく、扱いは各会社(使用者)の判断に委ねられています。

C 各企業の取組は？

- ◆2008年の日本経団連の調査結果(対象197社、回答93社、有効回答率47.2%)によると…
 - ・「有給休暇扱い」と回答した企業—86%
 - ・「無給休暇扱い」と回答した企業—2%
 ほとんどの企業が有給休暇の扱いとしています。
- ◆有給休暇とした企業の対応としては…
 - ・「裁判員特別休暇」を新たに設けたケース
 - ・「公務休暇」「特別休暇」に含める(従来規定)
 等の対応があり、適用される休暇制度の具体的名称は企業毎に異なっています。
- ◆就業規則上の取り扱いについては…
 - ・「従前の規定に解釈上含み、就業規則は改正せず」—34%(最大)
 - ・「従来規定に例示を加え、就業規則を改正済み」—19%
 - ・「新制度を創設し、就業規則を改正済み」—14%

- ◆一方、対応については決定済みであるが、就業規則の改正が完了に至っていないのは全体の18%にとどまり、各企業とも迅速な対応をしていることがわかります。

- ◆福岡で裁判員候補者に選ばれる確率(生涯確率)は1/10、更にその中から裁判員に選ばれる確率(生涯確率)は1/62だそうです。感覚的に、それ程高くないような気もしますが、万が一、社員から申出があった時に、「おいおい、どうしよう。仕事の段取りは…うちの規定はどうなっているんだ。」とあわてることも考えられます。

- ◆就業規則に、「この時はこう、手当はこう…」と決めておくと、スムーズに事が運びます。「備えあれば憂いなし」です。

◆雑感◆

- ◆我が家では、5月中旬頃から運動会シーズンに突入しました。やれ、逆立ちの練習だの、カケッコの練習だの、週末はつき合わされます。
- ◆5月31日は小学校の運動会でした。ダンスが嫌で怠けていたこと以外は、結構楽しめました。でも、見学があと数年続くとなると、体力的にもつかどうか不安です。

<お仕事カレンダー>

- 6/10…一括有期事業開始届(建設業)
 主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ
 請負金額が1億9000万円未満の工事
- 6/10…源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
 (5月分)
- 6/30…5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 …児童手当現況届の提出
 …労働者死傷病報告書の提出
 (休業4日未満の2~4月の労災事故)
 …4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間申告
 …7・10・翌1月決算法人の消費税の中間申告

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2
 Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836
 E-Mail : office-srry@sr-yamashita.com
 ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

【業務案内】

- | | |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援 |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演 |
| ★管理者研修の実施 | ★各種助成金の申請 |
| ★退職金制度の構築 | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。